

特集 誰もが暮らしやすいまちをめざして

【問合せ先】福祉事務所障害福祉係 ☎ 157



12月3日～9日は障害者週間です。
障害者の自立と社会参加への意欲を深め、障害者への理解と認識を深めることを呼びかけています。
みんなが暮らしやすいまちを実現するために、私たちにできることを考えてみませんか。

身障者用駐車場 Parking Permit



この身障者用駐車場は、長崎県発行の身障者用駐車場利用証(パーキングパーミット)をお持ちの方が利用できます。

長崎県

障害者手帳のこと

障害者手帳は、障害のある人が取得できる手帳です。取得することで障害の種類や程度に応じてさまざまな福祉サービスを受けることができます。手帳の取得は強制ではありませんので、交付も返還も自らの意思で行うことができます。(障害のある人すべてが手帳を取得しているわけではありません。)

障害者手帳は主に次の3種類に分かれています。

・身体障害者手帳…

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある人に対し、都道府県知事、指定都市または中核市の市長が交付します。

・療育手帳…

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害と判定された人に対し、都道府県知事または指定都市の市長が交付します。

・精神障害者保健福祉手帳…

一定の精神障害の状態にあると認定された人に対して、都道府県知事または指定都市の市長が交付します。

※交付元や発行時期の違いで、手帳のカバーの色や形が異なる場合があります。特に、療育手帳は地域によって手帳の名称(愛の手帳、みどりの手帳など)や等級の種類(ABC、1～4度など)にも違いがあります。

【長崎県が交付する障害者手帳のカバーの色見本】
(平成29年10月末現在)

障害者手帳

長崎県

◀現在は、3種類の手帳全てが同じカバーの色となっています。

できることを少しずつ

～大切なのは正しい理解と気づき、支えあい～



①障害のことをよく知ること

障害の種類や程度は一人一人違います。生まれつき障害がある人もいれば、成長してから事故や病気などで障害者となった人もいます。そのため、対応の仕方もそれぞれ異なり、ある人にとっては助けとなっても、別の人にとっては助けとならないこともあります。その人が本当に必要としている支援が何かを見極め、判断したうえで行動することが大切です。

②声かけの大切さ

わずかな段差や案内表示のわかりにくさ、点字ブロック上の障害物など、街中には障害のある人が不便を感じることがたくさんあります。普段の生活で気づきにくいことも多いため、困っているのかなと感じたら積極的に声をかけることが大切です。ただし、一方的な支援は相手にとって迷惑になってしまうことがありますので、必ず本人の意思を確認したうえで行動しましょう。

③話しかけるときはゆっくりやさしい口調で

困ってパニックになったり、薬の作用で状況把握がうまくできなかつたりすることがあります。話しかけるときはできるだけゆっくりやさしい口調で話し、相手が理解できるまで繰り返し説明してください。

障害のある人が危険に遭遇しそうな場合を除き、いきなり腕を掴むなどの行為は避けましょう。

シンボルマークについて

障害のある人に配慮した施設・設備であることや、それぞれの障害についてわかりやすく表示するためにマークや標識があります。国際的に定められたものや各団体が提唱しているものなどもありますので、これらのマークを見かけたらご理解とご協力をお願いします。

【主に施設・設備などで見かけるマーク】



▲障害者のための国際シンボルマーク

障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。

駐車場などでこのマークを見かけた場合は、障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。
※「すべての障害者」を対象としたマークで、車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。



▲ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴を啓発するためのマークです。盲導犬、介助犬、聴導犬を身体障害者補助犬といい、公共施設や交通機関はもちろん、民間施設でも同伴できます。

補助犬はペットではありません。体の不自由な人の一部となって働き、マナーの訓練や衛生面も管理されています。



▲オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。

オストメイト対応のトイレの入口や案内誘導プレートに表示されます。



▲盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で制定された盲人のための世界共通のマークです。

視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。

信号機や国際点字郵便物、書籍などに表示されます。

【車に表示するマーク】



▲身体障害者標識 (身体障害者マーク)

肢体不自由で、免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。マークの表示は努力義務となっています。

やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車への幅寄せや割り込みは、道路交通法の規定により罰せられます。



▲聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)

聴覚障害で、免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。マークの表示が義務づけられています。

やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車への幅寄せや割り込みは、道路交通法の規定により罰せられます。

【マークを身につけ周知する・援助が必要なときに提示する・援助を求めるシグナルの啓発など】



▲耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。

聴覚障害者は見た目には分からないため、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを掲示されたときは、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮をお願いします。



▲ハート・プラスマーク

「身体内部に障害がある人」を表しています。障害の存在を示し、理解を得るためのマークです。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある人は外見からは分かりにくいので、さまざまな誤解を受けることがあります。このマークを着用している人を見かけたら、公共交通機関での優先席の利用などに配慮願います。



▲ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人たちが、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。

このマークを着用している人を見かけたら、公共交通機関での優先席の利用など、配慮をお願いします。



▲[白杖SOSシグナル]普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上50cm程度掲げて援助を求めていることを示す白杖によるSOSシグナルの普及啓発マークです。

SOSのシグナルを見かけたら、声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。

※普及啓発中で、シグナルの存在を認識していない白杖利用者も多く、白杖を地面から離す恐怖などからこの動作を行えない人もいます。困っているなど感じたら積極的に手助けをお願いします。